

令和元年度 介護保険事業所実地指導 主な指摘事項（共通事項）

サービス種類	指摘項目	指摘事項
共通	運営規程	運営規程における利用料の負担割合について改めること。
共通	運営規程	運営規程に、「緊急時における対応方法」に係る内容を規定すること。
共通	運営規程	運営規程について、苦情対応および事故対応に関する条項を設けること。あわせて、営業時間に齟齬があるので訂正すること。
共通	変更届	届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届け出ること。

令和元年度 介護保険事業所実地指導 主な指摘事項（訪問系サービス）

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	訪問介護計画	居宅サービス計画（サービス提供表を含む）において、サービスの内容・量等に変更があった場合は、その内容に応じて訪問介護計画を変更するとともに、当該訪問介護計画に基づいたサービスの提供を行うこと。
居宅療養管理指導	訪問介護計画	ケアマネジャーへの情報提供については、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とし、サービス担当者会議への参加が困難な場合や会議が開催されない場合等においては、原則文書（メール、FAX等でも可）により行うこと。 なお、サービス担当者会議において情報提供を行った場合はその要点を記録し、文書等により情報提供を行った場合は当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存すること。
訪問介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に記載の利用料（利用者負担金）が地域単価を乗じた金額になっていない。早急に訂正し、利用者への説明・了承を得ること。
訪問介護	訪問介護計画	訪問介護計画について、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画とすること。 （居宅サービス計画見直し（変更）があったにもかかわらず、訪問介護計画が変更されていなかったため、ケアマネから、正確に利用者の状況を把握し、計画に反映させること。）
訪問介護	秘密保持	個人情報の利用について、利用者及び家族の同意書をとること。
訪問介護	内容及び手続の説明及び同意	運営規程と重要事項説明書で事業実施地域が異なる（→岐南町の要否）ため、明確にするとともに、必要に応じて変更届を提出すること。
訪問介護	事故	事故防止対策について、マニュアルを策定していない。作成のうえ、事故防止体制を整備すること。
訪問介護	苦情	苦情処理について、マニュアルを策定していない。作成のうえ、対応方針・処理体制を整備すること。

令和元年度 介護保険事業所実地指導 主な指摘事項（通所系サービス）

サービス種類	指摘項目	指摘事項
通所介護	勤務一覧表、人員配置	看護職員が機能訓練指導員を兼務していたが、勤務表にその旨が明記されていなかった。人員基準上必要な職員については勤務表に明記するとともに、各職員の専従・兼務の別を正確に記載すること。
通所介護	勤務一覧表、人員配置	介護職員を兼務する看護職員について、その兼務関係や従事時間等が勤務表に記載されていなかった。 兼務する職員については、その職種やそれぞれの従事時間等について勤務表上明確に記載すること。その上で、介護職員においてはサービス提供時間帯における勤務延時間数が基準を満たすことを確認すること。
通所介護	その他の日常生活費	「その他の日用品費」として費用を徴収している物のなかに、利用者に一律に提供されていると思われるものが含まれていた。利用者に一律に提供されるものについては費用を徴収しないこと。
通所介護	利用定員	災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を遵守すること。
通所介護	研修	職員の資質向上のため、職員に対し研修を実施すること。特に、事故・虐待防止や衛生管理、介護技術の向上等、サービス提供にあたって重要となる内容の研修を計画的に行うこと。
通所介護	防災	避難その他必要な防災訓練を年2回以上実施すること。
通所介護	苦情対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理に係る具体的な手順等を定めたマニュアル及び苦情を記録するための記録様式等を策定し、苦情処理体制を整備すること。
通所介護	事故対応	サービス提供中の事故等により入居者が医療機関を受診した場合は、県事務所へ事故報告を行うこと。
通所介護	事故	事故発生（医療機関搬送・受診案件）については、関係機関（県・市町村）に報告すること。
通所介護	入浴介助加算	入浴を実施しなかった日について、入浴介助加算が算定されているケースがあった。当該加算に係る報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。

サービス種類	指摘項目	指摘事項
通所介護	通所介護費	<p>「通所介護サービス」としての所要時間は7時間以上8時間未満であるにも関わらず、延長サービスの時間を含めて8時間以上9時間未満の所定単位数を算定していた。通所介護費は、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うために必要とされる時間に応じた単位数を算定すること。</p> <p>なお、過去の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上、必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。</p>
通所介護	延長加算	<p>所要時間が7時間以上8時間未満の通所介護サービスに対し、延長加算を算定していた。延長加算は、8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合に算定すること。</p> <p>なお、過去の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上、必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。</p>
通所介護	個別機能訓練加算 I	<p>個別機能訓練加算 I の要件を満たす職員体制がないが、加算の取り下げをしていなかった。事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなることが明らかになった）場合は、すみやかに加算の取り下げに係る体制届を提出すること。</p>
(介護予防)通所リハビリテーション	通所リハビリテーション費	<p>通所リハビリテーション費の算定にあたっては、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月あたりの平均利用延人員数を算出し、事業所規模の区分を確認すること。</p> <p>なお、確認の結果該当する区分に変更がある場合は、体制届によりその旨を届け出るとともに、確認した規模区分に対する基本単位数を正しく請求すること。</p>

令和元年度 介護保険事業所実地指導 主な指摘事項（居住系サービス）

サービス種類	指摘項目	指摘事項
(介護予防)短期入所生活介護	勤務一覧表、人員配置	看護職員が機能訓練指導員を兼務していたが、勤務表にその旨が明記されていなかった。人員基準上必要な職員については勤務表に明記するとともに、各職員の専従・兼務の別を正確に記載すること。その上で、職種ごとの従事時間に基づき常勤換算数等を確認すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	人員基準	ユニット型、従来型それぞれの必要な人員についてそれぞれに管理すること。とくに、常勤換算数及び加算要件に関する配置について、H30年4月～R1年11月分について自主点検し、県事務所に報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	人員基準	従来型の人員基準の『介護職員及び看護職員』の必要配置数について、基準上の常勤換算値が確保されているか、H30年4月～R1年11月分について自主点検し、県事務所に報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	人員基準	ユニット型について、日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する必要があるが、勤務表上では、ユニットごとの日中の常時1人以上の配置が確認できなかった。H30年4月～R1年11月分について自主点検し、県事務所に報告すること。
特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	人員基準	人員基準上、「常に1の介護職員の配置」が条件となっているが、人員基準欠如の日が見受けられる。人員基準欠如減算の対象案件となるため、平成29年4月～令和元年11月の勤務実績について再確認をおこない、結果を報告すること。 また、短期入所についても、運営基準上、「常に1の介護職員」に従事させなければならないことになっているため、上記同様、平成29年4月～令和元年11月の勤務実績について再確認をおこない結果を報告すること。
短期入所生活介護	共同生活室	食事時、1ユニットの利用者を、もう1ユニットの共同生活室に集め合同で食事を提供している時がある →共同生活室の利用は、施設基準上、当該ユニット利用者のユニットケアに対してのみ提供すべき場所という位置付けであるため、2ユニットの利用者を1ユニットに集め合同で食事提供することはユニットケアの主旨にそぐわない →各ユニットで、当該ユニット利用者に対する食事提供その他ユニットケアを実施すること。
(介護予防)短期入所生活介護	指定短期入所生活介護の取扱方針	利用者が、利用前の居宅における生活と連続した日常生活を営むために、時間帯や活動によって過ごすユニットを変えることなく、それぞれのユニットにおいて一連の日常生活上の活動を行うことができるよう配慮したユニットケアを行うこと。

サービス種類	指摘項目	指摘事項
(介護予防)短期入所生活介護	短期入所介護計画	短期入所介護計画書について、その内容に対する利用者の同意が確認できないもの、計画書の交付がされていないものがあった。 短期入所生活介護計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画書を利用者に交付すること。
(介護予防)短期入所生活介護 (空床利用型)	利用定員	災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を遵守すること。
(介護予防)短期入所生活介護	防災	避難その他必要な防災訓練を年2回以上実施すること
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	研修	事故防止、虐待防止、身体拘束、衛生管理、介護技術向上等の内部研修について年間計画を立て実施するとともに実施記録を残しておくこと
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	介護	運営基準上、「常時1人以上の介護職員」に従事させなければならないことになっているため、上記同様、平成29年4月～令和元年11月の勤務実績について再確認をおこない結果を報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	看護体制加算	看護体制加算2を報酬算定しているため、兼務職員については看護職員としての勤務時間と機能訓練員としての勤務時間を明確に区別し管理すること。なお、H30年4月～R1年11月について自主点検し、結果を報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算については、従来型とユニット型それぞれについて加算要件を確認すること。H30年4月～R1年11月分にかかる加算要件を自主点検し報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	事故対策	事故対策について、研修を確実に実施し、記録を残すこと。また、医療機関を受診した事故案件は所定の様式により報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（特定、ショート）について、平成29年4月～令和元年11月分について、再計算および再確認し、結果を報告すること。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	看護体制加算	看護体制加算2（ショート）について、平成29年4月～令和元年11月分について、再計算および再確認し、結果を報告すること。

令和元年度 介護保険事業所実地指導 主な指摘事項
 (福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

サービス種類	指摘項目	指摘事項
福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	衛生管理等	衛生管理について、委託先に対し、業務の実施状況を定期的に確認すること。また、結果を記録し残しておくこと。
福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	研修	研修の機会を確保し記録を残すこと。内部共有および周知した記録も残すこと。
福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	利用者に対し、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報を提供すること

令和元年度 介護保険事業所実地指導 主な指摘事項（施設サービス）

サービス種類	指摘項目	指摘事項
介護老人福祉施設	被保険者証	介護老人福祉施設の入退所にあたっては、入所に際しては入所の年月日並びに貴施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。
介護老人福祉施設	事故	事故発生防止の指針の中に、追加項目として、事故発生時における県・市町村への報告手順を加えること。
介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算の要件を満たす理学療法士等が配置されていない。当該加算の算定にあたっては、専ら機能訓練指導員の職務にのみ従事する常勤の理学療法士等を配置すること。 なお、当該加算に係る職員体制及び報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。
介護老人福祉施設	褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算について、入所者ごとの褥瘡ケア計画の見直しにあたっては、見直しの結果計画に変更のなかったもの等も含め、見直しの内容やその結果等について記録を残し、管理していくこと。
介護老人福祉施設	雇用	派遣契約を締結し、施設の指揮命令権に基づき機能訓練指導業務に従事している職員は、直接処遇職員として人員基準上の配置職員に該当するが、勤務シフト表に明示されていない。当該職員に対しては、（非常勤専従職員として）勤務シフト表に明示しておくこと。